平成２１年（フ）第２０１号
宮崎県東臼杵郡門川町南ヶ丘１―18、住民票上の住所宮崎県延岡市出北３丁目26番20―105号
債務者　甲斐　敬幸
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２２０号
宮崎県日向市迎洋園１丁目109番地
債務者　山口　光法
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３４６号
奈良市二条大路南４丁目４番５号
債務者　中野　徳久
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９９号
奈良市大宮町３丁目４番24―501号
債務者　岡崎　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
奈良市般若寺町306―14　スカイハイツ１号室、住民票上の住所三重県名張市希央台３番町３番地　レオパレスＨＩＲＡＫＩ72―203号
債務者　西田　誠司
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４６１号
奈良市芝辻町４丁目９番地の１　三和マンション503号
債務者　久保　明子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９４号
奈良市帝塚山６丁目11番１号
債務者　吉田信友こと　宋　　柄観
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５００号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目２番　三郷町営住宅第19号棟107号室、住民票上の住所京都市左京区北白川東久保田町25番地　グラン・ドムール北白川101
債務者　武久　純子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
奈良市南新町60番地の１　グローリーパレス102号
債務者　平野　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
奈良県生駒郡斑鳩町稲葉西１丁目８番13号
債務者　山本春喜こと　鄭　　春喜
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３８１号
青森市千刈１丁目６番16号秋元方
債務者　齋藤　順悦
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
富山県高岡市立野1278番地　タカタ運送有限会社
債務者　佐野　昌敏
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７７号
富山県高岡市立野1278番地　タカタ運送有限会社
債務者　佐野加津美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第９号
北海道根室市平内町２丁目22番地　コーポ石田101号室
債務者　岡　　悦範
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第３０号
北海道根室市西浜町１丁目105番地
債務者　松田　耕二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１１６号
栃木県足利市大前町898番地４　坂井アパート６号
債務者　江田　福作
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部